

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法に定められた「学校感染症」にかかった場合には、感染症の流行拡大を防ぐために欠席でなく出席停止（欠席日数に数えない）になります。

医療機関を受診し「学校感染症」と診断され、医師から欠席休養の指示を受けた場合、学校へ連絡をいただくと、「学校感染症罹患証明書」をお渡ししますので、受診先の医師に記入していただき、学校に提出してください。

なお、医師による「学校感染症罹患証明書」の記入には、ほとんどの医療機関で文書料がかかりますので、ご承知おきください。

また、下記の「その他の病気」に罹患の場合は、必ず出席停止になるのではなく、流行の状況や感染予防のための医師の指示のもと学校長が判断します。

◎主な学校感染症と出席停止期間

インフルエンザ	発症後5日かつ、熱が下がって2日を経過するまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療をした後
麻疹（はしか）	熱が下がって3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れの発症後5日かつ、全身症状が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日を過ぎるまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の病気	流行の状況や感染予防のための医師の指示のもと判断

・溶連菌感染症	適正な抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
・マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

※手足口病・伝染性紅斑については、原則として出席停止になりません。